



議案第四十八号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年四月二十四日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年四月廿四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第三条第一項中「百分の四七」を「百分の四三」に改める。

第四条中「百分の三七」を「百分の三三」に改める。

第十条第二号中「十六万五千元」を「十七万円」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（国民健康保険税の減免）

第十一条の二 町長は、天災その他特別の事情により生活が著しく困難となつた者のうち、特に必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付し

て町長に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 年度、納期の別及び税額

三 減免を受けようとする理由

3 第一項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合において、速やかにその旨を町長に申告しなければならない。

附則第四項中「昭和五十年から昭和五十六年度までの各年度分の国民健康保険税に限り、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、三朝町国民健康保険税条例附則第四項の改正規定は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の三朝町国民健康保険税条例(以下「新条例」と

いう。)の規定は、昭和五十五年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)

3 新条例附則第四項の規定は、昭和五十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十五年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。